

## 電子提供措置事項交付書面に記載しない事項

第17期(2022年4月1日～2023年3月31日)

- ① 業務の適正を確保する体制
- ② 計算書類の個別注記表
- ③ 連結計算書類の連結注記表

株式会社 ゆうちょ銀行

上記事項につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に記載しておりません。

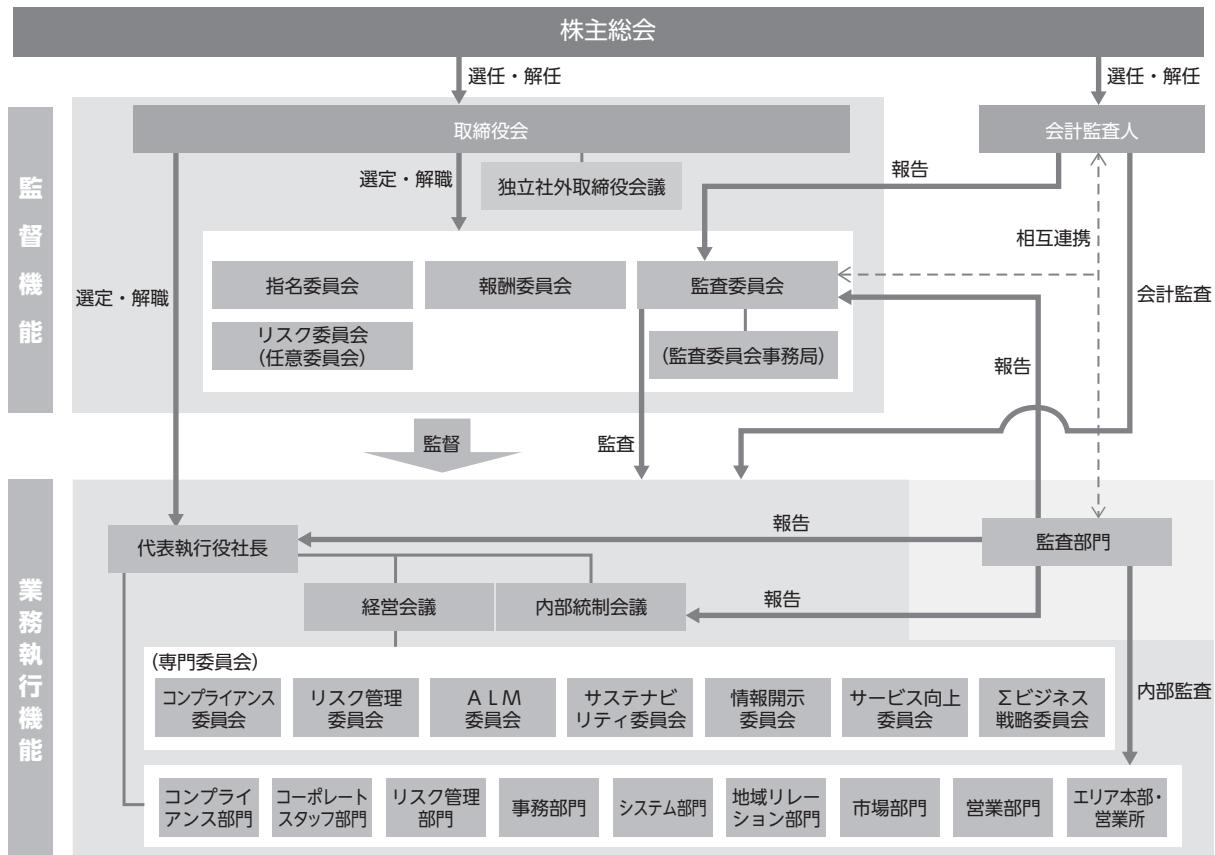
## **業務の適正を確保する体制**

### **【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】**

当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

- (1) 郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- (2) 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- (3) 株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- (4) 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

## コーポレートガバナンス体制（概要）



## 【業務の適正を確保する体制の整備】

当行は、会社法第416条第1項第1号口及びホ並びに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき指名委員会等設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制については、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を、取締役会において決議しております。

その内容は次のとおりです。

### (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 経営理念及び経営計画などの経営に関する基本的な方針を定め、執行役及び使用人（以下「役職員」という。）が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
- 代表執行役社長が指名する執行役で構成する内部統制会議を定期的に開催し、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議する。

ハ コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定、定期的に実施状況の進捗確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、経営会議の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。

二 役職員が遵守すべき事項を具体的に示した行動指針及び当行の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内の規程等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。

ホ コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当行の銀行代理業者である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議するとともに、業務の指導、法令等を遵守させるための研修、業務の実施状況のモニタリング等、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。

ヘ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。

- ト 当行が提供する商品・サービスが不正に利用される可能性があることに留意し、方針及び規程を定め、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢を整備する。
- チ 当行の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程等を定め、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の態勢を整備する。
- リ 法令又は社内の規程等の違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知徹底する。
- ヌ お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針の制定、推進計画の策定、役職員への研修等を通じて、お客さま本位の良質な金融サービスを提供する態勢を整備する。
- ル 内部監査に関する基本方針等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門が、法令等遵守状況を含めた事業活動全般の適正性について、実効性ある内部監査を実施するとともに内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等について、内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。

#### (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する規程等を定め、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 取締役会の諮問機関としてリスク委員会を、また、経営会議の諮問機関としてリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施する。
- ロ リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスクへの対処方法や管理手法のは是正を行う。また、リスク管理委員会において、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議、リスク委員会及び監査委員会に報告する。
- ハ 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理に関する規程等を定め、危機管理態勢及び危機対応策等を整備する。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する経営会議を定期的に開催し、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項その他代表執行役社長が必要と認めた事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

(5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について事前協議又は報告を行う。
- 子会社等の管理に関する規程を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
- ハ グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ内取引を適正に行う。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき職員の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の職員は、監査委員会の職務を補助するにあたり、同委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施する。

(9) 監査委員会への報告に関する体制

- イ 執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。
  - 取締役（監査委員である取締役を除く。）及び役職員は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
  - ハ 役職員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。
- 二 監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(10) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員が監査委員会の職務について所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 代表執行役社長は、当行の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めよう努める。
  - 内部監査部門は、内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で代表執行役社長の決裁を受ける。また、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
  - ハ 監査部門を担当する執行役及び監査企画部長の異動は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 二 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- ホ 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなどの連携を図る。

## 【業務の適正を確保する体制の運用状況】

### (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### イ コンプライアンス態勢

当行は、法令等の遵守を、経営理念及び経営計画などに明記し、コンプライアンス基本規程等を定め、顧客保護の態勢も含め、コンプライアンスの重要性について、トップメッセージを発出し、各種研修等を通じて周知徹底を図っております。年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、推進状況の確認や課題の協議を行っているほか、内部統制会議において、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議しております。

また、当行は日本郵便株式会社に銀行代理業務等を委託しておりますが、郵便局において、高額の部内犯罪等の不祥事件が発覚していることを受け、防犯ルールの見直し、牽制機能の強化等の再発防止策を犯行類型別に防犯の総合対策として整理し、日本郵政グループ全体で推進する態勢を構築するなど、郵便局のコンプライアンス態勢強化に向けた取組みを進めております。

#### □ コンプライアンス違反等に対する報告・対応態勢

当行は、コンプライアンス違反の発生やそのおそれがある場合に、コンプライアンス・ラインへの報告義務や内部通報窓口への報告が可能である旨を規定し、その利用について、研修等で周知しております。また、客観的かつ公正・公平なハラスマント事案対応を行うため、外部弁護士を委員長としたハラスマント調査委員会を設置しております。さらに、日本郵政グループ共通の「ワンストップ相談・通報プラットフォーム」による受付及び外部専門チームによる受付・調査等、相談・通報態勢の充実と公益通報者保護法の改正も踏まえた通報者保護に取り組んでおります。

#### ハ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当行は、提供する商品・サービスがマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用される可能性があることに留意し、方針及び規程を定め、リスクの特定・評価、商品・サービスの見直し及び顧客管理の強化等を通じて、管理態勢の強化に取り組んでおります。

#### 二 反社会的勢力への対応

当行は、反社会的勢力に対しては、社内の関係部署間で定期的に協議し、外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。

## ホ お客様本位の業務運営

当行は、お客様本位の経営理念の一層の浸透を図るため、サービス向上委員会等を通じて、当行の商品・サービスの向上と組織風土改革に継続的に取り組んでおります。

また、お客様からの苦情・相談を一元的に管理し、受付から解決まで責任を持って対応する、総合的な苦情・相談対応態勢を整備しており、継続して改善に取り組んでおります。

## ヘ 内部監査態勢

当行では、内部監査基本方針等に則り監査活動を行い、経営活動の遂行状況、コンプライアンス及びリスク管理を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、内部監査の実施状況及び結果を取締役会及び監査委員会並びに代表執行役社長に報告しております。

### (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、文書管理規程等を定め、文書の保管・保存及び管理方法等を明確にするとともに、年1回以上、保管・保存文書の管理状況を確認しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、年度ごとにリスク管理取組方針を策定し、リスク管理に関する重要な事項については、リスク管理委員会等において協議又は報告を行っております。

当行は、独立したリスク管理部門が、経営の持続可能性の観点から、経営計画等の妥当性を検証する態勢を整備しております。特に、市場運用におけるリスクやサイバーセキュリティを含むシステム関連のリスクについては、取締役会の諮問機関であるリスク委員会を設置し、外部の有識者を含めて審議を行っているほか、新商品・サービスを審議する小委員会及びシステムリスクの議論・認識共有の深化を目的とした小委員会を開催するなど、各種リスク管理の高度化にも取り組んでおります。

また、当行は、適切なリスクテイクとリスクコントロールによる安定的な収益と財務健全性の確保のため、リスクアペタイト・フレームワークを構築し、リスクガバナンスの更なる強化に取り組んでおります。

サイバーセキュリティに関しては、外部専門人材を活用した人材育成、定期的なサイバーアンシデント演習等も含めたアクションプランを着実に遂行するなど、各種対策を行うとともに、第三者評価の再実施結果に基づくアクションプランの見直しを行うなどして、国際基準に則った強固なセキュリティ態勢の構築に取り組んでおります。

さらに、2023年5月に予定しているシステム更改に向けて、代表執行役社長直轄の全社推進会議を立ち上げ、第三者機関からの助言も得ながら全社的な態勢を構築しております。

危機管理規程、事業継続計画（BCP）等については、隨時見直しを実施するとともに、危機管理規程、事業継続計画（BCP）に基づき年1回以上の訓練を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、お客さま・社員への感染拡大防止及び業務継続の確保に取り組んでおります。

#### （4）執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、毎週開催される経営会議において、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項等について協議しているほか、経営会議の諮問機関として各種専門委員会を開催しております。

また、職務権限規程において、執行役は職務の分掌に基づき担当業務の執行を総括する旨規定されており、執行役の職務分掌については、変更の都度取締役会で決議し、執行役の責任を明確化しております。

さらに、当行は、中期経営計画において、「社会と地域の発展に貢献する」というパーカスを明確化し、社会課題の解決と企業価値向上の両立を目指す「ESG経営」に取り組んでおり、その社内浸透のため、トップメッセージ等による社員への積極的な情報発信を行っております。

#### （5）当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、日本郵政グループ協定等を締結し、これに則り、日本郵政株式会社との事前協議及び報告を行い、グループ運営を適切かつ円滑に実施しております。

日本郵政株式会社によるグループ経営の横串機能強化のためのグループCxO制について、当行においては、意思決定の独立性確保の観点から、グループCxOの活動状況に関する取締役会への報告等を実施しております。

また、子会社等経営管理規程に基づき、子会社及び関連会社の事業計画の策定、株主総会の招集及び議案の決定等の当行の承認事項と規定されている事項について、その適切性を確認の上、承認を行っております。

## (6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、監査が実効的に行われることを確保するため、毎月、執行役から業務の執行状況について報告を受けるほか、経営の基本方針、内部統制システムの機能状況等について、代表執行役社長、監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換等を実施しております。

特に、郵便局の部内犯罪防止に向けて防犯の総合対策を整理し、日本郵政グループ全体で推進する態勢を構築するなどして、継続的な改善の取組みが行われていることを確認しております。

また、監査委員会は、監査部門の独立性・客觀性を高めるため、中期・年度監査計画、監査部門の重要な異動について、事前同意を行うとともに、内部監査機能の整備・運用状況についてレビュー・評価を行うこととしております。

さらに、監査委員会事務局の職員は、監査委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施することとしており、監査委員会の職務に必要な費用について、措置しております。

## **個別注記表**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### **重要な会計方針**

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.(1)と同じ方法により行っております。

なお、他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

## 4. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～75年

### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (4) 従業員株式給付引当金

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

### (5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

### (6) 睡眠貯金払戻損失引当金

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 6. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております、これをもって有効性の評価に代えております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております、これをもって有効性の評価に代えております。

## 9. 投資信託の解約・償還損益の計上科目

投資信託の解約・償還損益について、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるものは「有価証券利息配当金」、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるもの以外は「株式等売却益」又は「株式等売却損」に計上しております。ただし、投資信託の「有価証券利息配当金」が全体で損となる場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

## 会計方針の変更

### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これにより、取得原価をもって貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって貸借対照表価額とすることに変更しております。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### 有価証券の時価評価

当行における時価で測定される有価証券の残高は多額であり、計算書類に対する影響が大きいため、有価証券の時価は会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

#### (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度 (2023年3月31日)
有価証券	132,769,420

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## **追加情報**

### **(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)**

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### **(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)**

市場部門管理社員に対する信託を活用した株式給付制度に関する注記については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 57,753百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に2,376,437百万円含まれております。

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は5,054,386百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の「社債」(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、「貸出金」、「外国為替」、「未収収益」中の未収利息及び「その他の資産」中の仮払金並びに「支払承諾見返」の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 一千万円

危険債権額 0百万円

三月以上延滞債権額 一千万円

貸出条件緩和債権額 一千万円

合計額 0百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

#### 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

##### 担保に供している資産

有価証券	22,633,567百万円
------	---------------

##### 担保資産に対応する債務

貯金	492,834百万円
----	------------

売現先勘定	18,316,621百万円
-------	---------------

債券貸借取引受入担保金	1,941,872百万円
-------------	--------------

借用金	1,632,600百万円
-----	--------------

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担保、先物取引証拠金の代用等として、有価証券4,224,014百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,944百万円、中央清算機関差入証拠金362,637百万円及びその他の証拠金等15,759百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、39,855百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が579百万円あります。

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 212,031百万円

7. 関係会社に対する金銭債権総額 258百万円

8. 関係会社に対する金銭債務総額 1,313,545百万円

9. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。その内訳として「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」、「定額貯金」及び「その他の貯金」は「その他の預金」にそれぞれ相当するものであります。また、「特別貯金」は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの預り金であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	234百万円
役務取引等に係る収益総額	689百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	964百万円
その他の取引に係る費用総額	32,238百万円

2. 関連当事者との間の取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本郵政株式会社	被所有 直接 60.63%	グループ運営 役員の兼任 情報通信システムサービスの利用契約	ブランド価値使用料の支払 (注)1 情報通信システムサービス利用料の支払 (注)2	4,425 17,598	その他の負債 その他の負債	405 1,599

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当行の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度の平均貯金残高に対して、一定の料率を乗じて算出しております。
2. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の情報通信システムサービスに対する支払を行っております。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等  
該当ありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	日本郵便株式会社	なし	役員の兼任  銀行代理業等の業務委託契約  銀行窓口業務契約  物流業務の委託契約	銀行代理業等の業務に係る委託手数料の支払 (注) 1  銀行代理業務に係る資金の受払  物流業務に係る委託手数料の支払 (注) 4	340,055  860,657  — (注) 3  2,673	その他の負債  その他の資産 (注) 2  その他の負債 (注) 3  その他の負債  未払費用	32,026  790,000  13,772  276  44

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価等を基準に決定しております。
- 2. 銀行代理業務のうち貯金等の払渡しを行うために必要となる資産の前渡額であります。  
取引金額については、平均残高(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)を記載しております。
- 3. 銀行代理業務のうち顧客との受払業務の、当行と日本郵便株式会社との間の未決済額であります。  
取引金額については、決済取引であることから金額が多額であるため記載しておりません。

4. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、物品の荷役・保管・配送等の委託業務に対する手数料の支払を行っております。
5. 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2020年3月期から郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。なお、2023年3月期に当行が支払った拠出金の額は230,710百万円であります。

(4) 役員及び個人主要株主等  
該当ありません。

3. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するものであります。

## (株主資本等変動計算書関係)

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	755	80,798	59,770	21,784	(注) 1,2,3,4

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、685千株、1,436千株含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加80,798千株は、自己株式の取得による増加79,801千株、株式給付信託による取得による増加997千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少59,770千株は、自己株式の消却による減少59,523千株並びに株式給付信託による給付及び売却による減少246千株であります。
4. 当行は、2023年2月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について決議しました。

#### (1) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当行普通株式
取得し得る株式の総数	90,000千株(上限)
株式の取得価額の総額	80,000百万円(上限)
取得期間	2023年3月22日から2023年5月12日まで(2023年3月27日から2023年3月31日を除く)
取得の方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

#### (2) 消却に係る事項の内容

消却する株式の種類	当行普通株式
消却する株式の総数	上記(1)により取得する自己株式の全株
消却予定日	2023年5月31日

このうち、当事業年度末までに取得しており、当事業年度末において消却手続が完了していない自己株式は、次のとおりであります。

帳簿価額 22,925百万円

株式の種類 普通株式

株式数 20,277千株

## (有価証券関係)

有価証券の時価等に関する事項は次のとおりであります。

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券(2023年3月31日現在)

売買目的有価証券において、当事業年度の損益に含まれた評価差額はありません。

### 2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	8,286,521	8,355,594	69,073
	地方債	651,809	653,215	1,405
	社債	1,114,884	1,119,923	5,039
	その他	1,628,789	1,675,504	46,715
	うち外国債券	1,628,789	1,675,504	46,715
	小計	11,682,005	11,804,238	122,233
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	6,756,062	6,450,338	△305,723
	地方債	2,929,851	2,902,003	△27,848
	社債	3,540,816	3,502,057	△38,759
	その他	2,144,937	2,089,715	△55,222
	うち外国債券	2,144,937	2,089,715	△55,222
	小計	15,371,668	14,944,114	△427,553
合計		27,053,673	26,748,353	△305,320

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2023年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。

なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	57,538
関連法人等株式	214
合計	57,753

4. その他有価証券(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(注) 1 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	15,942,099	15,744,261	197,837
	国債	12,708,561	12,526,035	182,526
	地方債	1,515,705	1,511,931	3,773
	短期社債	—	—	—
	社債	1,717,832	1,706,295	11,537
	その他	28,651,662	25,889,203	2,762,458
	うち外国債券	15,726,295	14,067,004	1,659,290
	うち投資信託(注) 2	12,795,852	11,693,312	1,102,540
	小計	44,593,761	41,633,465	2,960,296
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	15,168,008	15,809,241	△641,232
	国債	10,363,566	10,969,909	△606,343
	地方債	543,501	545,064	△1,563
	短期社債	1,400,895	1,400,895	—
	社債	2,860,045	2,893,371	△33,325
	その他	46,367,108	47,472,115	△1,105,007
	うち外国債券	6,638,987	6,822,149	△183,161
	うち投資信託(注) 2	39,314,348	40,232,877	△918,528
	小計	61,535,117	63,281,356	△1,746,239
	合計	106,128,879	104,914,821	1,214,057

- (注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,306,052百万円(収益)であります。  
 2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。  
 3. 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(* 1)	18,827
組合出資金(* 2)	53,572
合計	72,400

(\* 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)  
 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	12,339,900	54,279	△72,564
国債	12,306,746	54,278	△72,186
社債	33,153	0	△378
その他	3,824,559	114,008	△117,899
うち外国債券	2,206,101	28,337	△107,221
うち投資信託	1,618,458	85,671	△10,678
合計	16,164,460	168,288	△190,464

## 7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄

- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いて判断しております。

## (金銭の信託関係)

金銭の信託の時価等に関する事項は次のとおりであります。

1. 運用目的の金銭の信託(2023年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託(2023年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	3,632,150	2,573,591	1,058,558	1,124,173	△65,614

(注) 1. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金から構成されるその他の金銭の信託

	貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	2,932,588

(\* 1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### 4. 減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、3,195百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄

- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いて判断しております。

### (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

#### 繰延税金資産

貸倒引当金	0百万円
退職給付引当金	42,377
未払事業税	5,354
繰延ヘッジ損益	277,262
睡眠貯金払戻損失引当金	16,738
減価償却限度超過額	5,918
金銭の信託評価損	3,614
その他	26,137
繰延税金資産合計	377,403
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△343,998
その他	△7,160
繰延税金負債合計	△351,158
繰延税金資産の純額	26,245百万円

### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 (注) 1, 3	2,619円50銭
1株当たりの当期純利益金額 (注) 2, 3	86円72銭

- (注) 1. 1株当たりの純資産額は、当事業年度末の純資産額9,608,979百万円を、当事業年度末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数(3,668,236千株)で除して算出しております。  
2. 1株当たりの当期純利益金額は、当事業年度の当期純利益324,607百万円を、当事業年度の普通株式の期中平均株式数(3,743,041千株)で除して算出しております。  
3. 株式給付信託により信託口が所有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当事業年度末の普通株式の発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たりの当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は、1,436千株であり、1株当たりの当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、1,350千株であります。

**(重要な後発事象)**

**(自己株式の取得)**

当行は、2023年2月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、2023年4月27日に取得を完了しました。

**1. 自己株式の取得を行う理由**

資本効率の向上及び株主還元の強化等を図るため。

**2. 取得に係る事項の内容**

(1) 取得対象株式の種類	当行普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	90,000,000株(上限)
(3) 株式の取得価額の総額	80,000,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2023年3月22日から2023年5月12日まで (2023年3月27日から2023年3月31日を除く)
(5) 取得の方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

**3. 取得の実施内容**

(1) 取得対象株式の種類	当行普通株式
(2) 取得した株式の総数	72,418,800株
(3) 株式の取得価額の総額	79,999,985,300円
(4) 取得期間	2023年3月22日から2023年4月27日まで (2023年3月27日から2023年3月31日を除く)
(5) 取得の方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

## **連結注記表**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### **連結計算書類作成のための基本となる重要な事項**

#### **1. 連結の範囲に関する事項**

##### **(1) 連結される子会社及び子法人等 9社**

主要な会社名

JPインベストメント株式会社

ゆうちょローンセンター株式会社

なお、新規設立により当連結会計年度から新たに3社を連結しております。

##### **(2) 非連結の子法人等 2社**

主要な会社名

アドバンスド・フィンテック1号投資事業有限責任組合

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### **2. 持分法の適用に関する事項**

##### **(1) 持分法適用の関連法人等 2社**

主要な会社名

日本ATMビジネスサービス株式会社

JP投信株式会社

(2) 持分法非適用の非連結の子法人等 2社

主要な会社名

アドバンスド・フィンテック1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 7社

3月末日 2社

(2) 一部の12月末日を決算日とする連結される子法人等については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(2)①と同じ方法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：2年～75年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11) 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) ヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております、これをもって有効性の評価に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております、これをもって有効性の評価に代えております。

#### (14) 投資信託の解約・償還損益の計上科目

投資信託の解約・償還損益について、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるものは「有価証券利息配当金」、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるもの以外は「その他の経常収益」又は「その他の経常費用」中の株式等売却益又は株式等売却損に計上しております。ただし、投資信託の「有価証券利息配当金」が全体で損となる場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損に計上しております。

### 会計方針の変更

#### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これにより、取得原価をもって連結貸借対照表価額としていた一部の投資信託について、時価をもって連結貸借対照表価額とすることに変更しております。

### 未適用の会計基準等

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

#### (1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の売却に係る税効果の取扱いが定められました。

#### (2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

### 有価証券の時価評価

当行並びに連結される子会社及び子法人等における時価で測定される有価証券の残高は多額であり、連結計算書類に対する影響が大きいため、有価証券の時価は会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

#### (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有価証券	132,801,422

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 算出方法及び主要な仮定

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又は外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格、投資信託の受益証券については基準価額を時価としております。比準価格方式により算定された価額又は第三者から提示された価格における主要な仮定は、時価評価において用いられているインプットであり、イールドカーブ、類似銘柄の価格から推計されるスプレッド等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、重要な見積りを含む市場で観察できないインプットが使用されている場合もあります。

##### ② 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することで、有価証券の時価が増減する可能性があります。

## 追加情報

### (当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当行は、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

#### (1) 取引の概要

当行は、株式報酬規程に基づき、当行執行役にポイントを付与し、当行執行役のうち株式報酬規程に定める給付要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付することとし、そのうちの一定割合については当行株式を換算して得られる金銭を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行執行役に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

#### (2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は956百万円、株式数は914千株であります。

## (当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

当行は、当行市場部門管理社員に対し、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

### (1) 取引の概要

当行は、株式給付規程に基づき、当行市場部門管理社員にポイントを付与し、当行市場部門管理社員のうち株式給付規程に定める給付要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行市場部門管理社員に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

### (2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付隨費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は546百万円、株式数は522千株であります。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 2,782百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,376,437百万円含まれております。  
現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は5,054,386百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、「貸出金」、「外国為替」、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに「支払承諾見返」の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	0百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	0百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

#### 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

##### 担保に供している資産

有価証券	22,633,567百万円
------	---------------

##### 担保資産に対応する債務

貯金	492,834百万円
----	------------

売現先勘定	18,316,621百万円
-------	---------------

債券貸借取引受入担保金	1,941,872百万円
-------------	--------------

借用金	1,632,600百万円
-----	--------------

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担保、先物取引証拠金の代用等として、有価証券4,224,014百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金171,779百万円、保証金2,081百万円、金融商品等差入担保金534,711百万円、中央清算機関差入証拠金362,637百万円及びその他の証拠金等15,759百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、39,855百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が579百万円あります。

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 212,448百万円

7. 賯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

#### (連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

株式等売却益	86,034百万円
金銭の信託運用益	246,912百万円

2. 賯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するものであります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,749,545	—	59,523	3,690,021	(注) 1
自己株式					
普通株式	755	80,798	59,770	21,784	(注) 2,3,4,5

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の減少59,523千株は、自己株式の消却による減少59,523千株であります。  
 2. 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、685千株、1,436千株含まれております。  
 3. 普通株式の自己株式の増加80,798千株は、自己株式の取得による増加79,801千株、株式給付信託による取得による増加997千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。  
 4. 普通株式の自己株式の減少59,770千株は、自己株式の消却による減少59,523千株並びに株式給付信託による給付及び売却による減少246千株であります。  
 5. 当行は、2023年2月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について決議しました。

(1) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当行普通株式
取得し得る株式の総数	90,000千株(上限)
株式の取得価額の総額	80,000百万円(上限)
取得期間	2023年3月22日から2023年5月12日まで(2023年3月27日から2023年3月31日を除く)
取得の方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

(2) 消却に係る事項の内容

消却する株式の種類	当行普通株式
消却する株式の総数	上記(1)により取得する自己株式の全株
消却予定日	2023年5月31日

このうち、当連結会計年度末までに取得しており、当連結会計年度末において消却手続が完了していない自己株式は、次のとおりであります。

帳簿価額 22,925百万円  
 株式の種類 普通株式  
 株式数 20,277千株

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	187,473百万円	50円00銭	2022年3月31日	2022年6月17日

(注) 2022年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金34百万円が含まれております。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	183,483百万円	利益 剰余金	50円00銭	2023年3月31日	2023年6月21日

(注) 2023年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金71百万円が含まれております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預入限度額内の預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の窓口販売、住宅ローン等の媒介業務、クレジットカード業務などを行っております。

当行グループは、主に個人から預金の形で資金を調達し、国内債券や外国債券等の有価証券、あるいは貸出金等で運用しております。これらの金融資産及び金融負債の多くは、市場変動による価値変化等の市場リスクを伴うものであるため、将来の金利・為替変動等により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。このため、当行グループでは、資産・負債の総合管理(ALM)により収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、通貨スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

また、当行グループは、2007年10月の民営化以降、運用対象の拡充を通じ、収益源泉の多様化を進める中で、金融資産に占める信用リスク資産の残高を徐々に増加させておりますが、信用リスクの顕在化等により生じる損失が過大なものとならないように、投資する銘柄や投資額に十分配意しながら運用を実施しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産の主なものは、国内債券や外国債券等の有価証券であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。また、債券等と比べると少額ですが、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などがあります。

当行グループでは、ALMの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券・貸出金・定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利(キャッシュ・フロー)変動リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ等を行っております。また、通貨関連取引については、当行グループが保有する外貨建有価証券の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段として、通貨スワップ等を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (13) ヘッジ会計の方法」に記載しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① リスク管理の方針

リスク管理・運営のため、経営会議の諮問機関として専門委員会(リスク管理委員会、ALM委員会)を設置し、各種リスクの特性を考慮した上でその管理状況を報告し、リスク管理の方針やリスク管理態勢などを協議しております。

#### ② 信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるVaR(バリュー・アット・リスク：保有する資産・負債に一定の確率のもとで起こり得る最大の損失額を把握するための統計的手法)により信用リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に信用リスク量が収まるよう、信用リスク限度枠等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

また、信用集中リスクを抑えるために、個社・企業グループ及び国・地域ごとにエクスポージャーの上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

リスク管理統括部では、信用リスク計測、信用集中リスク管理、内部格付制度等の信用リスク管理に関する統括を、審査部では、内部格付の付与、債務者モニタリング、大口与信先管理、融資案件審査等の個別与信管理を行っております。

信用リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び信用リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

### ③ 市場リスクの管理

当行グループは、A L Mに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるV a Rにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

当行グループにおいて、主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

当行グループではV a Rの算定にあたって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200営業日(5年相当))を採用しております。なお、負債側については、内部モデルを用いて計測しております。また、市場V a Rについて当行グループにおけるモニタリング結果やポジションの変化を踏まえ、当連結会計年度から、より当行グループのポジションに即した計測方法に見直しております。

2023年3月31日現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,722,630百万円であります。なお、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・A L M委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、当行グループでは、市場運用中心の資産・貯金中心の負債という特徴を踏まえ、当行グループにおける金利リスクの重要性についても十分認識した上で、A L Mにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的に金利リスクの管理を行っており、適切にリスクをコントロールしております。

A L Mに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等について、A L M委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

#### ④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、資金の調達環境について常にモニタリングを行い、必要に応じて適時適切に対応するとともに、予期しない資金流出等に備えて常時保有すべき流動性資産の額を管理しております。

資金流動性リスク管理を行うにあたっては、安定的な資金繰りを達成することを目的として、資金繰りに関する指標等を設定し、モニタリング・管理等を行っております。

資金流動性リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び資金流動性リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

また、現金預け金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	478,286	478,286	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	19	19	—
(3) 金銭の信託(* 1)	3,632,150	3,632,150	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	27,053,673	26,716,540	△337,132
その他有価証券(* 1)	105,603,634	105,603,634	—
(5) 貸出金			
貸倒引当金(* 2)	5,604,366 △144		
	5,604,222	5,579,508	△24,714
資産計	142,371,986	142,010,139	△361,847
(1) 賞金	194,948,611	194,968,846	20,235
(2) 借用金	1,632,600	1,632,785	185
負債計	196,581,211	196,601,631	20,420
デリバティブ取引(* 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(144,059)	(144,059)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(* 4)	(1,011,605)	(1,011,605)	—
デリバティブ取引計	(1,155,664)	(1,155,664)	—

- (\* 1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (\* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (\* 3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。  
なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載しております。
- (\* 4) ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 金銭の信託」及び「資産(4) 有価証券」には含まれません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託(* 1)(* 2)	2,932,588
有価証券	
非上場株式(* 1)	35,683
組合出資金(* 2)	108,431
合計(* 3)	3,076,703

(\* 1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 3) 当連結会計年度において、1,570百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	2,452	19,175	76,085	80,073	64,531	238,605
有価証券	13,118,269	20,560,461	12,512,128	8,282,352	6,389,659	27,175,021
満期保有目的の債券	2,855,539	6,784,276	3,663,261	1,413,629	1,258,606	11,198,614
その他有価証券のうち満期があるもの	10,262,729	13,776,184	8,848,866	6,868,723	5,131,052	15,976,407
貸出金(*)	3,296,537	736,177	460,767	344,863	434,077	327,519
合計	16,417,259	21,315,814	13,048,981	8,707,289	6,888,268	27,741,147

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない0百万円は含めておりません。

(注3) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	130,688,846	10,653,395	18,946,445	16,717,895	17,942,029	—
借用金	349,700	10,400	1,272,500	—	—	—
合計	131,038,546	10,663,795	20,218,945	16,717,895	17,942,029	—

(\*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	478,286	478,286
金銭の信託(* 1)	3,140,647	—	—	3,140,647
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	19	—	—	19
その他有価証券				
国債	22,821,688	250,439	—	23,072,127
地方債	—	2,059,206	—	2,059,206
短期社債	—	1,400,895	—	1,400,895
社債	—	4,577,338	539	4,577,878
その他	11,433,996	57,246,395	98,660	68,779,052
うち外国債券	11,433,996	10,832,625	98,660	22,365,282
うち投資信託(* 1)	—	46,413,770	—	46,413,770
資産計	37,396,352	65,534,276	577,486	103,508,115
デリバティブ取引(* 2)				
金利関連	—	(28,580)	—	(28,580)
通貨関連	—	(1,127,186)	—	(1,127,186)
クレジット・デリバティブ	—	102	—	102
デリバティブ取引計	—	(1,155,664)	—	(1,155,664)

(\* 1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は5,714,472百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は132,167百万円であります。

(\* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	359,334	—	359,334
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	14,805,933	—	—	14,805,933
地方債	—	3,555,218	—	3,555,218
社債	—	4,621,981	—	4,621,981
その他	721,757	3,011,650	—	3,733,407
貸出金	—	—	5,579,508	5,579,508
資産計	15,527,690	11,548,184	5,579,508	32,655,383
貯金	—	194,968,846	—	194,968,846
借用金	—	1,632,785	—	1,632,785
負債計	—	196,601,631	—	196,601,631

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資産

#### 買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカー等の第三者から提示された価格を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

#### 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、株式及び市場における取引価格が存在する投資信託については取引所の価格、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっており、主にレベル1の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、レベルを付しておりません。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、レベル1の時価に分類しております。

## 有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又は外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格を時価としております。

日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額を時価とする債券のうち、主に国債・国庫短期証券はレベル1、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。また、外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格を時価とする債券は、入手した価格や価格に使用されたインプット等の市場での観察可能性に基づき、レベル1、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

為替予約等の振当処理の対象とされた債券については、当該為替予約等の時価を反映しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。重要な制限がある場合には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項に基づき、基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、レベルを付しておりません。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価しております。固定金利によるものは、貸出金ごとに、元利金の合計額を当該貸出金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を時価しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

また、貸出金のうち貯金担保貸出等、当該貸出を担保資産の一定割合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等により、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 貯金

振替貯金、通常貯金等の要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

定期貯金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

定額貯金については、一定の期間ごとに区分して、過去の実績から算定された期限前解約率を反映した将来キャッシュ・フロー発生見込額を割り引いた現在価値を時価としております。観察できないインプットの影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

なお、定期貯金及び定額貯金の割引率は、新規に貯金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

### 借用金

借用金については、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できる場合はレベル1の時価に分類しております。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を必要に応じて、加味しております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当行自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行 及び 決済の 純額	レベル 3の 時価 への 振替 (* 2)	レベル 3の 時価 から の振替 (* 3)	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 金融負債 の評価損 益 (* 1)
		損益に 計上 (* 1)	その他 の包括 利益に 計上					
買入金銭債権	397,301	△6	△2,168	83,160	—	—	478,286	—
有価証券								
その他有価証券								
社債	1,837	△3	△0	△1,294	—	—	539	—
その他	213,158	2,047	△1,304	△60,950	10,529	△64,818	98,660	△2,452

(\* 1) 主に連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(\* 2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、主に外国債券についての市場の活動の減少により観察可能な市場データが不足していることによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

(\* 3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、主に外国債券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

時価検証部署において、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、時価算定部署から独立した時価検証部署において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証し、当該検証結果に基づき、時価のレベルの分類を行っております。検証結果はALM委員会に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当行自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(注3)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した基準価額を時価とみなす投資信託に関する情報

#### (1) 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却 及び 償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さうこと とした額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益
	損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
3,252,407	76,133	1,053,861	1,332,069	—	—	5,714,472	—

(\*) 主に連結損益計算書の「その他経常収益」に含まれております。

(2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却 及び 償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益
	損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
97,899	127	11,245	22,895	—	—	132,167	—

(\*) 主に連結損益計算書の「その他経常収益」に含まれております。

(3) 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

投資信託財産の流動性が低く、投資信託の解約可能日の間隔が長い等 5,714,472百万円

## (有価証券関係)

有価証券の時価等に関する事項は次のとおりであります。

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

### 1. 売買目的有価証券(2023年3月31日現在)

売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額はありません。

### 2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	8,286,521	8,355,594	69,073
	地方債	651,809	653,215	1,405
	社債	1,114,884	1,119,923	5,039
	その他	1,628,789	1,675,504	46,715
	うち外国債券	1,628,789	1,675,504	46,715
	小計	11,682,005	11,804,238	122,233
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	6,756,062	6,450,338	△305,723
	地方債	2,929,851	2,902,003	△27,848
	社債	3,540,816	3,502,057	△38,759
	その他	2,144,937	2,089,715	△55,222
	うち外国債券	2,144,937	2,089,715	△55,222
	小計	15,371,668	14,944,114	△427,553
合計		27,053,673	26,748,353	△305,320

3. その他有価証券(2023年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(注) 1 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	15,942,099	15,744,261	197,837
	国債	12,708,561	12,526,035	182,526
	地方債	1,515,705	1,511,931	3,773
	短期社債	—	—	—
	社債	1,717,832	1,706,295	11,537
	その他	28,669,703	25,900,019	2,769,684
	うち外国債券	15,726,295	14,067,004	1,659,290
	うち投資信託(注) 2	12,813,894	11,704,128	1,109,766
	小計	44,611,803	41,644,281	2,967,521
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	15,168,008	15,809,241	△641,232
	国債	10,363,566	10,969,909	△606,343
	地方債	543,501	545,064	△1,563
	短期社債	1,400,895	1,400,895	—
	社債	2,860,045	2,893,371	△33,325
	その他	46,367,108	47,472,115	△1,105,007
	うち外国債券	6,638,987	6,822,149	△183,161
	うち投資信託(注) 2	39,314,348	40,232,877	△918,528
	小計	61,535,117	63,281,356	△1,746,239
合計		106,146,920	104,925,638	1,221,282

- (注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,306,052百万円(収益)であります。  
 2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。  
 3. 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金

	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	34,763
組合出資金	106,569
合計	141,332

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)  
 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	573	362	—
債券	12,339,900	54,279	△72,564
国債	12,306,746	54,278	△72,186
社債	33,153	0	△378
その他	3,824,559	114,008	△117,899
うち外国債券	2,206,101	28,337	△107,221
うち投資信託	1,618,458	85,671	△10,678
合計	16,165,033	168,651	△190,464

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄

- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いて判断しております。

## (金銭の信託関係)

金銭の信託の時価等に関する事項は次のとおりであります。

### 1. 運用目的の金銭の信託(2023年3月31日現在)

該当ありません。

### 2. 満期保有目的の金銭の信託(2023年3月31日現在)

該当ありません。

### 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2023年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	3,632,150	2,573,591	1,058,558	1,124,173	△65,614

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金から構成されるその他の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	2,932,588

### 4. 減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,195百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄

- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

ただし、国内上場株式等については、上記イの時価に代えて連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いて判断しております。

## (収益認識関係)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役務取引等収益	172,957
うち為替・決済関連	93,961
その他経常収益	402
顧客との契約から生じる収益	173,360

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益における主な履行義務は、為替・決済業務に係るサービスの提供であり、顧客から請求があった都度、サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、原則として為替取引・決済が完了した時点で充足されたものとして収益を認識しております。

なお、顧客との契約から生じる収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため注記を省略しております。

## (1) 株当たり情報

1株当たりの純資産額 (注) 1, 3	2,621円17銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 (注) 2, 3	86円84銭

- (注) 1. 1株当たりの純資産額は、当連結会計年度末の純資産の部の合計額9,651,874百万円から非支配株主持分36,780百万円を控除した金額を、当連結会計年度末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数(3,668,236千株)で除して算出しております。
2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額は、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益325,070百万円を、当連結会計年度の普通株式の期中平均株式数(3,743,041千株)で除して算出しております。
3. 株式給付信託により信託口が所有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当連結会計年度末の普通株式の発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
- なお、1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は、1,436千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、1,350千株であります。

## (重要な後発事象)

### (自己株式の取得)

当行は、2023年2月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、2023年4月27日に取得を完了しました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の強化等を図るため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当行普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 90,000,000株(上限)   |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 80,000,000,000円(上限)                                     |
| (4) 取得期間       | 2023年3月22日から2023年5月12日まで<br>(2023年3月27日から2023年3月31日を除く) |
| (5) 取得の方法      | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付                                 |

#### 3. 取得の実施内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当行普通株式  |
| (2) 取得した株式の総数  | 72,418,800株   |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 79,999,985,300円   |
| (4) 取得期間       | 2023年3月22日から2023年4月27日まで<br>(2023年3月27日から2023年3月31日を除く) |
| (5) 取得の方法      | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付                                 |